

兵庫県知事 殿

令和 3 年 3 月 24 日

外部研修実施機関届出書

兵庫県神戸市灘区琵琶町 1 丁目 2-12

一般社団法人 日本統合医療総合研究所

代表理事 森寺邦隆

電話 078-856-4189



令和 3 年度 登録販売者の資質向上のための外部研修実施の届出

「登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン」（平成 24 年 3 月 26 日付け薬食総発 0326 第 1 号）に基づき、実施する外部研修の概要を下記のとおり届け出ます。

研修の実施機関

研修の実施機関は、一般社団法人 日本統合医療総合研究所（神戸市灘区琵琶町 1 丁目 2-12）。

研修の概要

一般用医薬品販売業者等に勤務する登録販売者の資質向上のための外部研修。研修内容は、平成 24 年 3 月 26 日付薬食総発 0326 第 1 号厚生労働省医薬食品局総務課長通知による「登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン」に基づくものとします。研修受講者に対する受講時間を証明し、年間 12 時間以上の受講者には修了証を交付します。詳細は、別紙の実施要領のとおりです。

研修の対象者

薬局、店舗販売業、配置販売業等で医薬品販売に従事するすべての登録販売者。

研修講師

本研修の講師については、研修の目的及び内容について専門的で豊富な知識技能等を有する人材を内外から選任して依頼する。

今年度の研修日程

ホームページにて公開する。<http://im1050.org/>

その他

- ・研修の修了認定のため、理解力を確認する試験等を実施する。
- ・研修の開催日、内容、参加者等を本研修の実施状況等については必要に応じて関係行政機関等に提供する。
- ・研修の問い合わせ先は一般社団法人 日本統合医療総合研究所。（電話）078-856-4189

ホームページ <http://im1050.org/>



登録販売者の資質向上のための外部研修の実施要領

一般社団法人 日本統合医療総合研究所

代表理事 森寺邦隆

兵庫県神戸市灘区琵琶町1丁目2-12



目的

平成24年3月26日付薬食総発0326第1号厚生労働省医薬食品局総務課長通知による「登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン」に基づき、配置販売業者、店舗販売業者、薬局等で医薬品販売に従事するすべての登録販売者の資質向上を図るため、研修に関する要領を定めます。

研修の対象者

薬局、店舗販売業、配置販売業等で医薬品販売に従事するすべての登録販売者。

研修の時間数

6時間以上の集合研修とeラーニング6時間を実施することを基本とし、毎年定期的かつ継続的に行います。年間で12時間以上となるように行います。

研修の実施機関

研修の実施機関は、一般社団法人 日本統合医療総合研究所（神戸市灘区琵琶町1丁目2-12）。

研修の形式

講義による集合研修とeラーニング

研修の内容

①医薬品に共通する特性と基本的な知識②人体の働きと医薬品③主な医薬品とその作用④薬事に関する法規と制度⑤医薬品の適正使用と安全対策⑥リスク区分等の変更があった医薬品⑦その他登録販売者として求められる理念、倫理、関連法規等に係る内容。詳細はホームページにて公開します。<http://im1050.org/>

研修のテキスト

登録販売者試験問題作成の手引書、「登録販売者試験テキスト」販売元 薬事日報社、研修プリント。

研修の修了認定

年間12時間以上受講した者に修了証を交付します。研修実施者は、記録簿によって研修の実施日、時間、内容、受講者名、受講認定を記録し、適切に保管（6年間）します。

研修内容の透明性の確保

本研修の実施にあたっては関係行政機関の指導のもとに専門性、客観性、公正性、透明性の確保に務める。本研修の実施計画等の情報をホームページで公表し広く周知し公平性と透明性を確保する。本研修の講師については、研修の目的及び内容について専門的で豊富な知識技能等を有する人材を内外から選任して依頼する。本研修の実施状況等については必要に応じて関係行政機関等に提供する。